

名古屋市告示第254号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 7年 5月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事業所の所在地
名古屋市中区大須四丁目12番21号
公益社団法人 名古屋市獣医師会
会長 三浦 春水
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条
第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年 4月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課